

2001年9月3日

- 確定拠出年金制度向け新商品について - 「予定利率変動型確定拠出年金保険」を発売

明治生命保険相互会社（社長 金子 亮太郎）では、10月の確定拠出年金法施行にあわせ、同制度において当社が提供する運用方法の1つとして、「予定利率変動型確定拠出年金保険」を2001年10月1日より発売します。

1. 開発趣旨

加入者自らが運用を行ない、その運用成果により給付金額が決定される確定拠出年金制度においては、投資信託をはじめとする市場実績連動型商品とならび、元本確保型商品に対するニーズも根強いものと想定されます。

当社では、こうした元本確保型商品に対するニーズに応えるとともに、より効率的な運用を行ないたいとのニーズにも応えるため、米国の確定拠出年金市場において人気の高いGIC（注）の特徴を取り入れた商品開発に取り組んできました。

今般、当社では確定拠出年金制度専用の商品として、「市場金利に応じた機動的な利率を設定し、一定期間の保険料に対して有期の利率保証を行なう一般勘定商品」をあらたに開発し、2001年8月31日付で認可を取得しました。

（注）「Guaranteed Interest Contract（利率保証契約）」の略称であり、米国において1970年代後半に発売されて以来、主に確定拠出年金市場において人気の高い商品

2. 仕組みと特徴

GICの特徴を取り入れた「元本確保型商品」

- ・一定期間、一定利率を保証する単位保険口を累積した保険商品
- ・月ごとの保険料は、毎月設定される単位保険口で管理

保証利率は、市場金利の動向に応じて毎月決定するため、市場金利動向に沿った運用が可能

- ・単位保険口の保証利率は、国債等の利回りを基準に毎月決定
- ・利率保証期間は5年（将来的には複数年数を発売の予定）

給付のための資金積立てと年金給付を1つの商品でカバー

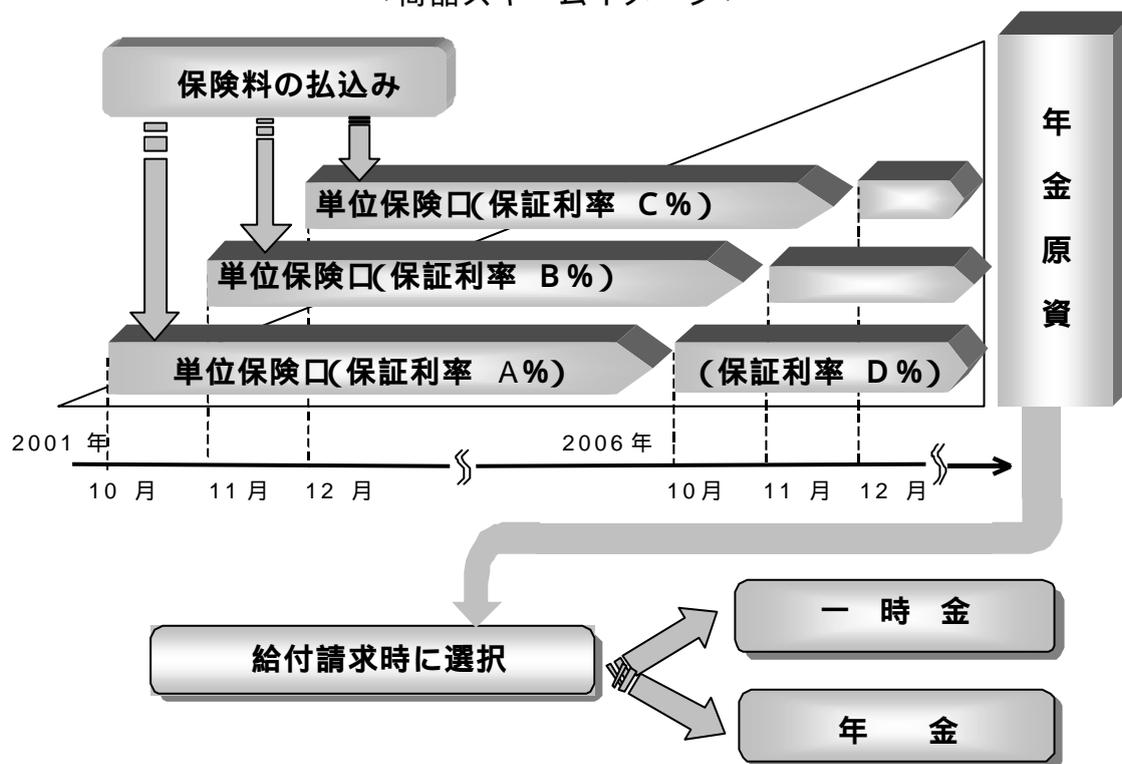
- ・確定拠出年金法に定められた一時金給付および転職等に伴う資産の移換については保証利率で計算された積立金残高を支払い
- ・年金受取方法は、保証期間付終身年金・確定年金といった生保固有の「年金商品コース」に加え、単位保険口での運用を継続しながら一定期間年金を受取ることのできる「分割受取コース」といった豊富なメニューからの選択が可能

途中解約による他の運用商品への預け替えも可能

- ・ただし、単位保険口設定時よりも金利が上昇している場合には、解約時の市場金利に応じて計算される控除（市場価格調整）を適用

公社債を中心に一般勘定で運用

<商品スキームイメージ>



以上